

様式第14号(第13条第2項関係)

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業財産処分承認申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第13条第2項に基づき、下記のとおり申請します。

記

取得年度	年度
処分する財産名等	
処分内容	有償 ・ 無償
処分予定日	年 月 日
処分の相手方	
処分価格	円
処分理由	

(注) 処分の相手方は、住所、氏名または名称を記載すること。

様式第15号(第14条関係)

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

経営状況等報告書

草津市創業支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり経営状況等を報告します。

記

年度	1年目	2年目	3年目
決算年月			
売上高 (千円)			
売上総利益 (千円)			
営業利益 (千円)			
経常利益 (千円)			
従業員数 (人)			

(注) 1. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、3年間、毎会計年度終了後、10日以内に報告すること。

2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

付 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

(令和5年5月22日掲示済み)

草津市告示第178号

草津市総合計画推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市総合計画推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市総合計画推進委員会設置要綱(令和3年草津市告示152号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市総合計画策定推進委員会設置要綱

第1条中「を推進する」を「の策定に向けた計画案の検討および協議ならびに総合計画の推進の」に、「草津市総合計画推進委員会」を「草津市総合計画策定推進委員会」に改める。

第2条第3号中「推進に関すること。」を「策定および推進のために必要な事項」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。

付 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

(令和5年5月31日掲示済み)

草津市告示第179号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交

付する。

令和5年6月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 2件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 3件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 39件 |
| (4) 市県民税特別徴収督促状 | 2件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 5件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 7件 |

計58件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年6月8日に送達があったものとみなす。

氏名	住所	市・県民税 令和4年度随時期 令和4年度第4期	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
野中 喬介	三重県伊賀市上野幸坂町3499番地の2			
松岡 明雄	草津市矢橋町155番地1 ステップアップ			
深尾 良一	守山市今浜町2620番地102琵琶湖アークリゾートII番館310号	令和4年度第2期	令和4年度第3期	
深尾 良一	守山市今浜町2620番地102琵琶湖アークリゾートII番館310号	令和4年度第3期	令和4年度第4期	
松下 美優	草津市草津町191番地55-202レジンスKAK			令和4年度第10期
田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャパンポールI			令和4年度第10期
小林 博史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津筋川ハイット			令和4年度第10期
葛川 博章	草津市西沢川一丁目17番55-301号 リバーコート			令和4年度第10期
満園 光博	草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アーヴェ草津			令和4年度第10期
樽江 尚志	草津市下笠町1020番地2 スチューデント守野 1302号			令和4年度第10期
大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイム高橋 306号			令和4年度第10期
駒井 景子	草津市東草津三丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和4年度第10期
井之口 武	草津市西草津一丁目8番49号			令和4年度第10期
LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市曹地町270番地3 サンクリエート・ハヤシギ號館 1709号			令和4年度第10期
中島 凌汰	草津市曹地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシギ號館			令和4年度第10期
PHAM THI LAN HUONG	草津市山寺町476番地404 プライムコート草津			令和4年度第10期
井手口 芳弘	草津市退分南三丁目2番36号			令和4年度第10期
福原 慶	草津市南草津五丁目2番地8-2F RED & BLUE			令和4年度第10期
寺岡 詩之介	草津市木川町361番地3-1404 センチュリー柴田			令和4年度第10期
齋藤 良郎	草津市木川町864番地 レジンス草津 204号			令和4年度第10期
安田 暁	草津市木川町881番地8			令和4年度第9期
安田 暁	草津市木川町881番地8			令和4年度第10期
松浦 一信	草津市木川町909番地 木川団地 25棟2号			令和4年度第10期
坂本 昭	草津市木川町952番地28			令和4年度第10期
佐山 一真	草津市木川町955番地3-101 砂池団地			令和4年度第10期
岡田 誠	草津市野路東五丁目16番26-214号 ハイム玉川VI			令和4年度第8期
岡田 誠	草津市野路東五丁目16番26-214号 ハイム玉川VI			令和4年度第10期
鈴木 俊広	草津市野路東五丁目25番22-203号 マリーベルハイムA棟			令和4年度第10期
高木 謙男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー			令和4年度第10期
井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ヘルエポック			令和4年度第10期
平野 誠士	草津市橋岡町3番地14			令和4年度第10期
淺野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツオ			令和4年度第10期
北野 雅己	草津市矢橋町69番地39			令和4年度第10期
齋藤 一	草津市南笠東三丁目2番15-1号			令和4年度第10期
岡本 庄司	草津市南笠東三丁目6番6-402号 ユニオンビル			令和4年度第10期
藤井 聖哉	草津市南笠東三丁目9番3号			令和4年度第10期
NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シライハイム梨園			令和4年度第10期
HAM SEYOON	京都市伏見区竹田久保町2番地6 エヴェアニューポ 101号			令和4年度第9期
YANG JIWAN	韓国			令和4年度第10期
LEI KAIFENG 雷 凱風	中国			令和4年度第9期
LEI KAIFENG 雷 凱風	中国			令和4年度第10期
ZHAI CHUNYUAN	中国			令和4年度第10期
ZHANG HEXUN	中国			令和4年度第10期

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
パム・システム・サポート 株式会社	兵庫県明石市小久保3丁目19番地の4	令和5年 3月分
株式会社 T-project	草津市南笠東二丁目7番地12	令和5年 3月分

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7	発番 令和5年 2月15日 草納発第10344号
ZHOU XINGE 周 欣格	中国	発番 令和5年 2月15日 草納発第10346号
YU XUXUAN	草津市南草津一丁目1番地5-705グランマリーベルST	発番 令和5年 2月28日 草納発第10438号
XIE MENG YING	草津市東矢倉四丁目14番6-1533号スチューデントHIROSE	発番 令和5年 3月22日 草納発第10609号
壬生 幸歩	愛知県愛知郡東郷町春木台四丁目11番地5ファミリー春木台A棟203号	発番 令和5年 4月18日 草納発第122号

配 当 計 算 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
YU XUXUAN	草津市南草津一丁目1番地5-705グランマリーベルST	発番 令和5年 3月20日 草納発第10665号
ZHOU XINGE 周 欣格	中国	発番 令和5年 3月13日 草納発第10575号
WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7	発番 令和5年 3月15日 草納発第10592号
QUTUBUD DEEN MOLLA AHMAD	パングラデシュ	発番 令和5年 3月24日 草納発第10673号
XIE MENG YING	草津市東矢倉四丁目14番6-1533号スチューデントHIROSE	発番 令和5年 4月11日 草納発第97号
安田 暁	草津市木川町881番地8	発番 令和5年 4月20日 草納発第169号
壬生 幸歩	愛知県愛知郡東郷町春木台四丁目11番地5ファミリー春木台A棟203号	発番 令和5年 5月10日 草納発第291号

(令和5年6月1日揭示済み)

公 告

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月18日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札 保証金)
05020101	パトライト/ 散光式警光灯② (直接引き取り限定)	パトライト(株) HWS-12HCDF	1,000円 (100円)
05020102	パワーディストリ ビューター	T O A P D - 15	1,000円 (100円)
05020103	額縁	不明	500円 (50円)
05020104	記録媒体 (カセットテープ・ MO)	TDK (EC-1M)、 SONY (C-120HFA) Maxell (MA-M230)	1,000円 (100円)
05020105	ゲージパンチ・ネオ	カール事務機 GP-130N	500円 (50円)
05020111	コンセント付き キッチンワゴン 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	100円 (10円)
05020112	ローテーブル 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	200円 (20円)
05020113	三脚 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	Velbon	400円 (40円)
05020114	小型机 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	200円 (20円)
05020115	木製テレビ台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	600円 (60円)
05020116	木製大型机 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	400円 (40円)
05020117	筋力トレーニング 器具 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	不明	400円 (40円)
05020118	雑誌ラック付き チェスト 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)
05020119	折りたたみテーブル 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	200円 (20円)
05020120	ダイニングチェア 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)

ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者

ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和5年5月18日(木)から令和5年7月11日(火)まで
- (2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和5年5月25日(木)午後1時から令和5年6月13日(火)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込(本申込)登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き(本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売払物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和5年5月31日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 **【リサイクル家具・リサイクル品】**
草津市立クリーンセンター(滋賀県草津市馬場町1200-25)
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
- (3) その他 前日(令和5年5月30日)午後3時

- で電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和5年6月27日(火)午後1時から令和5年7月4日(火)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
- 持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和5年7月4日(火)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和5年7月6日(木)午後5時
- 10 入札の無効に関する事項
- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約締結および売買代金支払方法
- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和5年7月11日(火)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和5年7月18日(火)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。
- 12 落札した売払物件の引渡し等
- 契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。
- なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。
- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他
- ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。
- イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があった

ときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

- ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。
- エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間

について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
 草津市総務部総務課財産管理係
 電話番号 077-561-2305
 F A X 番号 077-561-2483
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和5年5月18日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月26日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市岡143番地1（303号）セジュールニューパークヒル 中嶋 仁志	草津市山寺町字谷田441番6	165.07㎡	R5.5.26	1668

（令和5年5月26日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月1日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市中小森町701番地（A-105号） 吉岡 誠人、吉岡 那奈	草津市南山田町字山寺867番17	197.95㎡	R5.6.1	1669

（令和5年6月1日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公
告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年6月1日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市渋川一丁目3番4号 積水ハウス株式会社 滋賀支店 支店長 南口 一樹	草津市追分南一丁目字荒堀 731番 外3筆	2,905.04㎡	R5.6.1	1670

(令和5年6月1日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第10号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年6月30日（金）午後2時30分
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和5年6月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項およ
び第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法
律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第
1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の
数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選
挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162
号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の
3分の1の数は、令和5年6月1日現在において、次の
とおりである。

令和5年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

50分の1の数	2,229人
6分の1の数	18,569人
3分の1の数	37,137人

(令和5年6月1日揭示済み)

草選委告示第14号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までにあった公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項および第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項の規定により公表する。

令和5年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧の状況
別紙のとおり

NO.	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地
	氏名、名称	代表者、管理人				
1	日本情報通信株式会社	代表取締役 上田 三佳	滋賀県政世論調査の調査対象者を抽出するため	6月8日	市内に住む18歳以上の男女 279件	京都市伏見区竹田藁屋町75番地
2	株式会社 毎日新聞社	東京本社編集編成局長 斉藤 信宏	政治・選挙に関する学術調査のため	7月20日	第10投票区 11件	東京都千代田区一ツ橋1-1-1
3	株式会社 エム・アールビジネス	代表取締役 榑 谷 忠則	「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査」の調査対象者を抽出するため	8月2日	平成16年6月1日以前の生年月日の男女 278件	大阪市中央区備後町2-4-9日本精化ビル6階
4	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦	第26回参議院議員通常選挙に関する意識調査の実施のため	8月26日	草津町 18歳以上の男女 17件	東京都中央区銀座5丁目15番8号
5	株式会社 エム・アールビジネス	代表取締役 榑 谷 忠則	「滋賀の健康・栄養マップ」調査の調査対象者を抽出するため	8月29日	市内に住む18歳以上の男女 1,660件	大阪市中央区備後町2-4-9日本精化ビル6階
6	株式会社 エム・アールビジネス	代表取締役 榑 谷 忠則	「滋賀の健康・栄養マップ」調査の調査対象者を抽出するため	8月30日	市内に住む18歳以上の男女 1,660件	大阪市中央区備後町2-4-9日本精化ビル6階

NO.	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名、名称	代表者、管理人				
7	株式会社 エム・アールビジネス	代表取締役 榑谷 忠則	「滋賀の健康・栄養マップ」調査の調査対象者を抽出するため	9月1日	市内に住む18歳以上の男女 1,660件	大阪市中央区備後町2-4-9 日本精化ビル6階
8	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者を抽出するため	9月8日	第13投票区、第19投票区	東京都港区東新橋1-7-1
9	読売新聞東京本社	編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため	10月12日	第37投票区から無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
10	藤井 三恵子		政治活動のため	10月6日	第6投票区	
11	藤井 三恵子		政治活動のため	10月13日	第6投票区	
12	濱崎 克幸		選挙ハガキ郵送先の確認	2月7日	市内に住む有権者	
13	濱崎 克幸		選挙ハガキ郵送先の確認	2月8日	市内に住む有権者	
14	濱崎 克幸		選挙ハガキ郵送先の確認	2月10日	市内に住む有権者	
15	濱崎 克幸		選挙ハガキ郵送先の確認	2月13日	市内に住む有権者	
16	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月8日	市内に住む有権者	
17	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月14日	市内に住む有権者	
18	白井 幸則		選挙ハガキ郵送先の確認	3月14日	市内に住む有権者	

NO.	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名、名称	代表者、管理人				
19	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月15日	市内に住む有権者	
20	白井 幸則		選挙ハガキ郵送先の確認	3月15日	市内に住む有権者	
21	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月16日	市内に住む有権者	
22	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月17日	市内に住む有権者	
23	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月23日	市内に住む有権者	
24	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月24日	市内に住む有権者	
25	白井 幸則		選挙ハガキ郵送先の確認	3月27日	市内に住む有権者	
26	白井 幸則		選挙ハガキ郵送先の確認	3月28日	市内に住む有権者	
27	駒井 千代		選挙ハガキ郵送先の確認	3月29日	市内に住む有権者	

(令和5年6月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第6号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年6月1日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

1 期 日 令和5年6月12日（月） 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地変更届出について（報告）
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

（令和5年6月1日掲示済み）